

都道府県 介護保険主管部(局)長 殿
指定都市 中核市

厚生労働省老健局振興課長
(公 印 省 略)

通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する
事務処理手順例及び様式例の提示について

通所介護における個別機能訓練加算を算定する利用者については、住み慣れた地域での在宅生活を継続することができ、生活機能の維持又は向上を目指し機能訓練を実施することが求められる。

個別機能訓練加算の算定要件については、より効果的に機能訓練を実施する観点から、平成 27 年度介護報酬改定において、利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況を確認することを新たに加算の要件に加えたところであり、この算定要件については、別に通知する「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 12 年老企第 36 号)及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 12 年老企第 40 号)において示しているところであるが、今般、あらためて、個別機能訓練加算の目的、趣旨の徹底を図るとともに、加算の実行性を担保するため、個別機能訓練加算の事務処理手順例及び様式例を下記のとおりお示しするので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関にその周知を図られたい。

記

- 1 通所介護における個別機能訓練加算の目的、趣旨等について
 - (1) 個別機能訓練加算(Ⅰ)について
個別機能訓練加算(Ⅰ)は、常勤専従の機能訓練指導員を配置し、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数メニューから選択できるプログラムの実施が求められ、座る・立つ・歩く等ができるようになるといった身体機能の向上を目指すことを中心に行われるものである。

(2) 個別機能訓練加算(Ⅱ)について

- ア 個別機能訓練加算(Ⅱ)は、専従の機能訓練指導員を配置し、利用者が居宅や住み慣れた地域において可能な限り自立して暮らし続けることができよう、身体機能の向上を目的として実施するのではなく、①体の働きや精神の働きである「心身機能Ⅰ」、②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」といった生活機能の維持・向上を図るために、機能訓練指導員が訓練を利用者に対して直接実施するものである。イ 生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するためには、実践的な訓練を反復して行うことが中心となるため、身体機能を向上とすることを目的とした機能訓練とは異なるものである。実際の生活上の様々な行為を構成する実践的な行動ができるようになることを目指すことにより、段階的に目標の行動ができるよう、それを模した行動を反復して行うことにより、事業所内であれば実践的訓練に必要な浴室設備、調理設備・備品等を備えるなど、事業所内外の実地的な環境下で訓練を行うことが望ましい。

従って、例えば、単に「関節可動域訓練」「筋力増強訓練」といった身体機能向上を中心とした目標ではなく、「週に1回、囲碁教室に行く」といった具体的な生活上の行為の達成が目標となる。また、居宅における生活行為(トイレに行く、自宅の風呂に一人で入る、料理を作る、掃除・洗濯をする等)、地域における社会的関係の維持に関する行為(商店街に買い物に行く、孫とメールの交換をする、インターネットで手続きをする等)も目標となり得るものである。

(3) 個別機能訓練加算(Ⅰ)と個別機能訓練加算(Ⅱ)の関係性

個別機能訓練加算(Ⅰ)については、身体機能の向上を目指すことを中心として行われるものであるが、個別機能訓練加算(Ⅰ)のみを算定する場合であっても、並行して生活機能の向上を目的とした訓練を実施することを妨げるものではない。

なお、個別機能訓練加算(Ⅰ)と個別機能訓練加算(Ⅱ)をそれぞれ算定する場合は、それぞれの加算の目的・趣旨が異なることから、別々の目標を明確に立てて訓練を実施する必要がある。

2 個別機能訓練の実務等について

(1) 個別機能訓練の体制

- ア 個別機能訓練は、機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師。以下同じ。)、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職の者(以下「機能訓練指導員等」という。)が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し行うものである。イ 管理者は、個別機能訓練計画に関する手順(ニーズ把握・情報収集、アセスメント・評価、計画の作成、説明・同意等)をあらかじめ定める。

興味・関心チェックシート

生活行為	している	してみたい	興味がある	生活行為	している	してみたい	興味がある
自分でトイレへ行く				生涯学習・歴史			
一人でお風呂に入る				読書			
自分で服を着る				俳句			
自分で食べる				書道・習字			
歯磨きをする				絵を描く・絵手紙			
身だしなみを整える				パソコン・ワープロ			
好きなときに眠る				写真			
掃除・整理整頓				映画・観劇・演奏会			
料理を作る				お茶・お花			
買い物				歌を歌う・カラオケ			
家や庭の手入れ・世話				音楽を聴く・楽器演奏			
洗濯・洗濯物たたみ				将棋・囲碁・麻雀・ゲーム等			
自転車・車の運転				体操・運動			
電車・バスでの外出				散歩			
孫・子供の世話				ゴルフ・グラウンドゴルフ・水泳・テニスなどのスポーツ			
動物の世話				ダンス・踊り			
友達とおしゃべり・遊ぶ				野球・相撲等観戦			
家族・親戚との団らん				競馬・競輪・競艇・パチンコ			
デート・異性との交流				編み物			
居酒屋に行く				針仕事			
ボランティア				畑仕事			
地域活動 (町内会・老人クラブ)				賞金を伴う仕事			
お参り・宗教活動				旅行・温泉			
その他()				その他()			
その他()				その他()			

- (2) 個別機能訓練の実務
- ア 個別機能訓練開始時におけるニーズ把握・情報収集
 機能訓練指導員等は、個別機能訓練を行う場合は、利用者の日常生活や人生の過ごし方についてのニーズを把握するとともに、利用者の居宅での生活状況（ADL、IADL等）を居宅訪問の上で確認するものとする。また、医師からは利用者のこれまでの医療提供の状況について、介護支援専門員からは、居宅サービス計画に基づいて利用者本人や家族の意向、総合的な支援方針、解決すべき課題、長期目標、短期目標、サービス内容などについて情報を得る。
- なお、ニーズ把握には、別紙様式1の興味・関心チェックシートを参考にするとともに、居宅訪問の際のアセスメント項目は、別紙様式2の居宅訪問チェックシートを参考に確認する。
- イ 個別機能訓練開始時におけるアセスメント・評価、計画の作成、説明・同意等
 アで把握した利用者のニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種協働でアセスメントとそれに基づく評価を行い、個別機能訓練計画を作成する。個別機能訓練計画は別紙様式3の様式を参考に作成する。なお、通所介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができる。
- また、居宅サービス計画、通所介護計画及び短期入所生活介護計画と連動し、これらの計画と整合性が保たれるように個別機能訓練計画を作成することが重要である。通所介護計画書は、別紙様式4を参考に作成する。
- ウ 利用者又は家族への説明と同意
 個別機能訓練計画の内容については、利用者又はその家族に分かりやすく説明を行い、同意を得る。その際、個別機能訓練計画の写しを交付することとする。
- エ 個別機能訓練の実施
 機能訓練指導員等は、個別機能訓練計画に沿った機能訓練を実施する。
- オ アからエまでの課程は3か月ごとに1回以上、個別機能訓練計画の進捗状況等に応じ、利用者やその家族の同意を得た上で、訓練内容の見直し等を行う。なお、利用者の心身の状態変化等により、必要と認められる場合は速やかに見直すこととする。
- 3 短期入所生活介護の個別機能訓練加算について
 個別機能訓練の実務等については、2のとおり実施するものであるが、短期入所生活介護の個別機能訓練加算は、通所介護における個別機能訓練加算(Ⅱ)と同趣旨なので、当該加算と同様の対応を行うこと。

【個別機能訓練計画書】

作成日：平成 年 月 日	前回作成日：平成 年 月 日	計画作成者：
ふりがな	性別	介護認定
氏名	大正 / 昭和 年 月 日生（	管理者
本人の希望	家族の希望	介護
病名、合併症(心疾患、呼吸器疾患等)	生活課題	看護
運動時のリスク(血圧、不整脈、呼吸等)	在宅環境(生活課題に関連する在宅環境課題)	機能訓練相談員

個別機能訓練加算 I

長期目標： 年 月	目標達成度	達成：一部・未達		
短期目標： 年 月	目標達成度	達成：一部・未達		
プログラム内容	留意点	頻度	時間	主な実施者
①				
②				
③				

個別機能訓練計画書 II

長期目標： 年 月	目標達成度	達成：一部・未達		
短期目標： 年 月	目標達成度	達成：一部・未達		
プログラム内容(何を目的に(～)のために(～)とする)	留意点	頻度	時間	主な実施者
①				
②				
③				
④				

特記事項

プログラム実施後の変化(総括) 再評価日：平成 年 月 日

上記計画の内容について説明を受けました。平成 年 月 日

ご本人氏名： 平成 年 月 日

ご家族氏名： 介護支援専門員様/事業所様

通所介護 〇〇〇 千〇〇〇-〇〇〇〇 住所：〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇 管理者： 〇〇〇

居宅訪問チェックシート

利用者氏名	生年月日	年 月 日	男・女
訪問日	平成 年 月 日()	～	要介護度
訪問スタッフ	職種		

項目	レベル	課題	環境 (実施場所・補助具等)	状況・生活課題
ADL	食事	自立・見守り ・一部介助・全介助	有・無	
	排泄	自立・見守り ・一部介助・全介助	有・無	
	入浴	自立・見守り ・一部介助・全介助	有・無	
	更衣	自立・見守り ・一部介助・全介助	有・無	
	整容	自立・見守り ・一部介助・全介助	有・無	
	移乗	自立・見守り ・一部介助・全介助	有・無	
	屋内移動	自立・見守り ・一部介助・全介助	有・無	
IADL	屋外移動	自立・見守り ・一部介助・全介助	有・無	
	階段昇降	自立・見守り ・一部介助・全介助	有・無	
	調理	自立・見守り ・一部介助・全介助	有・無	
	洗濯	自立・見守り ・一部介助・全介助	有・無	
	掃除	自立・見守り ・一部介助・全介助	有・無	
	項目	レベル	課題	状況・生活課題
	起居動作	自立・見守り ・一部介助・全介助	有・無	

【通所介護計画書】

作成日：平成 年 月 日	前回作成日：平成 年 月 日	計画作成者：
ふりがな	大正 / 昭和	介護認定 介護 機能訓練 相談員
氏名	年 月 日 生 歳	
通所介護利用までの経緯(活動歴や病歴)	本人の希望	障害老人の日常生活自立度
	家族の希望	正常 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2
健康状態(病名、合併症(心疾患、吸器疾患等)、服薬状況等)	ケアの上での医学的リスク(血圧、転倒、嚥下障害等)・留意事項	正常 I IIa IIb IIIa IIIb IV M
自宅での活動・参加の状況 (役割など)		
利用目標		
長期 設定日 年 月 月	目標 達成予定日 年 月 月	目標 達成度 達成・一部・未達
短期 設定日 年 月 月	目標 達成予定日 年 月 月	目標 達成度 達成・一部・未達
サービス提供内容		
目的とケアの提供方針・内容	評価 効果、満足度など	迎え(有・無)
	実施 達成	
① 月 日 ~ 月 日	実施 達成 一部 一部 未実施 未実施	プログラム (1日の流れ) (予定時間) (特・ビ・ス内容)
② 月 日 ~ 月 日	実施 達成 一部 一部 未実施 未実施	
③ 月 日 ~ 月 日	実施 達成 一部 一部 未実施 未実施	
④ 月 日 ~ 月 日	実施 達成 一部 一部 未実施 未実施	
⑤ 月 日 ~ 月 日	実施 達成 一部 一部 未実施 未実施	送り(有・無)
特記事項	実施後の変化(総括)	再評価日：平成 年 月 日
上記計画の内容について説明を受けました。		
ご本人氏名：	平成 年 月 日	上記計画書に基づきサービスの説明を行い 内容に同意頂きましたので、ご報告申し上げます。
ご家族氏名：		平成 年 月 日
		介護支援専門員 〇〇〇〇 〇〇〇
通所介護 〇〇〇 千〇〇〇-〇〇〇〇 住所：〇〇県〇〇市〇〇 〇〇-〇〇		管理者：
事業所No. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		説明者：
		Tel. 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇/Fax. 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

各都道府県介護保険担当課(室)
各市町村介護保険担当課(室)
各
← 介護保険関係団体 御中
厚生労働省 老健局老人保健課・振興課

介護保険最新情報

今回の内容

介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A
計6枚(本紙を除く)

Vol.546

平成28年4月18日

厚生労働省老健局

老人保健課・振興課

【貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようお願いいたします。】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線3947、3986)
FAX : 03-3595-4010、03-3503-7894

介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A

【平成28年4月18日版】

介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A

問1 介護予防・日常生活支援総合事業における旧介護予防訪問介護に相当するサービス又は旧介護予防通所介護に相当するサービスの加算については、旧介護予防訪問介護又は旧介護予防通所介護の例によることとされているが、介護職員処遇改善加算の届出についての取扱い如何。また、緩和した基準によるサービスについてはどうか。

(答)

- 1 みなし指定の事業者以外の指定事業者については、次のとおりとする。
 - (1) 訪問型サービス又は通所型サービスのみの指定事業者については、「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成27年3月31日老発0331第34号厚生労働省老健局長）」に準じて市町村に届け出るものとする。
 - (2) 介護給付と訪問型サービス又は通所型サービスを一体的に実施している場合は、「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成27年3月31日老発0331第34号厚生労働省老健局長）」に準じて、介護給付の介護職員処遇改善加算の届出先が都道府県である場合は、都道府県へ届出を行うとともに、当該届出の写しを市町村へ届け出ることとする。（届出先が市町村である場合は、市町村へ届出を行うのみよい。）

※ みなし指定の事業者については、既に示しているとおり、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の介護職員処遇改善加算に関する届出が都道府県又は政令指定都市・中核市に行われ、別紙等が添付されている場合は、市町村への届出及び別紙等の添付は不要としている。

(参考)「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に

関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援の要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」第6

- 2 なお、緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA、通所型サービスA）については、市町村の定める取扱いにより、市町村へ届け出る。

担当：老健局振興課地域包括ケア推進係（内線 3982・3986）

担当：老健局老人保健課法令係（内線 3948・3949）

問2 介護予防・日常生活支援総合事業における旧介護予防通所介護に相当するサービスの加算については、旧介護予防通所介護の例によることとされているが、事業所評価加算の取扱い如何。また、緩和した基準によるサービスについてはどうか。

(答)

- 1 加算の届出については次のとおりとする。
 - (1) みなし指定の事業者は、平成27年3月以前に都道府県へ届出を行っている場合は、改めて市町村へ届出を行う必要はない。
 - (2) みなし指定の事業者が平成27年4月に届出を行う場合及びみなし指定の事業者以外の指定事業者における事業所評価加算の届出は、「事業所評価加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成18年9月11日老振発第0911001号・老発第0911001号厚生労働省老健局振興課長・老人保健課長）」に準じて市町村に届出する。

2 総合事業移行後の事業所評価加算の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 平成27年度から総合事業へ移行したみなし指定の事業者は、移行前の平成26年1月1日から平成26年12月31日の期間において事業所評価加算の算定式を満たしていれば、移行当年年度の平成27年度においては事業所評価加算の算定が可能である。（平成28年度、平成29年度に総合事業へ移行する場合も同様。）
- (2) また、平成27年度から総合事業へ移行したみなし指定の事業者（旧介護予防通所介護に相当するサービスの新規指定の事業者を含む）が、翌年度の平成28年度に事業所評価加算を算定するためには、「事業所評価加算に関する事務処理手順及び様式例について（平成18年9月11日老振発第0911001号厚生労働省老健局振興課長・老人保健課長）」の4（4）①及び②に準じて評価基準値の算出等を行うこととするが、以下の①及び②の算定式を満たす必要がある。

① 選択的サービスの受給者割合の算出

$$= \frac{\text{評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数}}{\text{評価対象期間内に介護予防通所介護を利用した者の数}} \geq 0.6$$

(注1) 利用した者の数はみなし指定を受けた通所サービスの利用者数も含む。

② 評価基準値の算出

$$= \frac{\text{要支援状態区分の維持者数 (A) + 改善者数 (B) \times 2}}{\text{評価対象期間内に運動機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に変更認定を受けた者の数 (C)}} \geq 0.7$$

(注2) 維持者数 (A) には、要支援状態区分の維持者のほか、以下も含めて計算する。

- ・要支援1・2が更新により、基本チェックリスト該当者（以下「事業対象者」という。）となった場合
- ・事業対象者が継続して事業対象者である場合

(注3) 改善者数 (B) には要支援状態区分の改善のほか、事業対象者から介護予防・生活支援サービス事業の対象外となった場合（ただし、要介護者になった者は除く。）

(注4) 更新・変更認定を受けた者の数 (C) には、要支援認定の更新・変更認定を受けた者のほか、事業対象者として継続している者及び事業対象者から介護予防・生活支援サービス事業の対象外となった者の数も含む。

(参考)

元の状態	現在の状態		
	要支援2	要支援1	事業対象者
要支援2	A	B	A
要支援1	-	A	A
事業対象者	-	-	A

※ 要介護者になった者を除く。

3 なお、緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA、通所型サービスA）については、市町村の定める取扱いにより、市町村へ届け出る。

担当：老健局振興課地域包括ケア推進係（内線 3982・3986）

担当：老健局老人保健課介護予防係（内線 3946・3947）

問3 介護予防事業（一次予防事業、二次予防事業）は廃止され、一般介護予防事業と介護予防・生活支援サービス事業に再編されたが、新しい事業の関係性と実施にあたっての留意点について説明されたい。

(答)

介護予防・日常生活支援総合事業は、一般介護予防事業において、住民自身が運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していくことを基本としつつ、高リスクな高齢者に対しては個別の必要性に応じて介護予防・日常生活支援サービス事業を組み合わせて実施することができるようにしたものである。

すなわち、これからの介護予防におけるハイリスク・アプローチは単独で実施するのではなく、ポピュレーション・アプローチと組み合わせて一連のものとして実施することによって効果的なものとなる。

特に、訪問型・通所型サービスC（短期集中予防サービス）については、生活行為向上リハビリテーションの考え方と同様に、居宅訪問による生活行為課題のアクセスメント、興味・関心チェックシートなどを活用した利用者本人の意欲把握と動機付け、サービス終了後の社会参加を見据えた保健・医療専門職によって提供される介護予防サービスを、一般介護予防事業と組み合わせて実施することが推奨される。

介護予防・生活支援サービス事業については、貴自治体におけるこれまでの二次予防事業の実績と問題点を総括した上で、住民主体の介護予防活動を進めつつ、地域の実情に応じてバリエーションよく展開されたい。

担当：老健局老人保健課介護予防係（内線 3946・3947）